

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和5年度から令和7年度までの期間において旭川市が発注する物品の購入（印刷物等の製造の請負を含む。）、不用物品の売却、委託（測量委託並びに工事に係る調査及び設計委託を除く。）及び役務並びに賃貸借に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者の更新及び新規申請を行うに当たり必要な資格、申請方法等について次のとおり定める。

令和4年10月17日

旭川市長 今 津 寛 介

第1 更新申請

1 資格要件

更新申請をする日の時点において、令和2年度から令和4年度までの旭川市物品購入等競争入札参加資格を有する者で次の全てに該当するもの

- (1) 政令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (2) 市町村税（特別区にあっては、都税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

2 資格の有効期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

3 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は、消滅するものとする。

- (1) 政令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されていることが判明したとき。
- (2) 市町村税（特別区にあっては、都税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していることが判明したとき。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしていないことが判明したとき。
- (4) 入札参加資格を辞退する旨の届出が提出されたとき。
- (5) 個人で登録している者が死亡した場合及び法人が解散等した場合において、市長がその事実を知った日から1月を経過しても入札参加資格の承継の申請の提出がないとき。

4 申請受付の通知

令和4年10月31日（月）までに関係書類を同封の上、郵送により通知する。

5 申請受付期間

令和4年11月1日（火）から令和4年12月14日（水）まで（旭川市の休日を定める条例（平

成5年旭川市条例第3号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、円滑に受付を行うため、可能な限り次の業者番号の区分に応じて定める期間に提出すること。

(1) 業者番号が1から2499までの者 令和4年11月1日(火)から令和4年11月22日(火)まで

(2) 業者番号が2500以降の者 令和4年11月24日(木)から令和4年12月14日(水)まで

6 申請受付場所

〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地 旭川市総合庁舎6階

旭川市総務部契約課物品担当

(直通電話0166-25-5736)

7 申請受付方法

郵送又は持参により受け付ける。

8 申請結果の通知

令和5年1月31日(火)までに郵送により申請結果を通知する。

9 等級の格付

経営規模及び経営状況の内容により、契約の種類及び規模に対応する等級格付を行う。

10 告示日以降に新規申請した者の更新

令和2年度から令和4年度までの旭川市競争入札参加資格の新規申請時に令和5年度から令和7年度までの競争入札参加資格の更新申請を併せて行い、次に掲げる期日までに郵送により申請結果を通知する。

(1) 告示日から令和5年1月15日までの申請の場合は、令和5年1月31日

(2) 令和5年1月16日から令和5年1月31日までの申請の場合は、令和5年2月10日

(3) 令和5年2月1日から令和5年2月15日までの申請の場合は、令和5年2月25日

(4) 令和5年2月16日から令和5年2月28日までの申請の場合は、令和5年3月10日

第2 新規申請

1 資格要件

令和5年3月1日以降、新規申請をする日の時点において、旭川市物品購入等の競争入札参加資格を有しない者で次の全てに該当するもの

(1) 政令第167条の4(第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

(2) 次の基準日において、業務を営んでいる期間が2年以上の者。ただし、国が定める官公需適格組合の証明を受けた者は除く。

ア 申請日が、各月の1日から15日までの場合は、その月の16日

イ 申請日が、各月の16日から末日までの場合は、その月の翌月の1日

(3) 市町村税(特別区にあっては、都税)並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

2 資格の有効期間

申請結果通知書記載の有効開始日から令和8年3月31日まで

3 資格の消滅

第1の3に同じ。

4 申請書等の配付等

令和5年2月1日（水）から、第2の6の場所での配付及び旭川市ホームページに掲載する。

5 申請受付期間

令和5年3月1日（水）から随時受け付ける。

受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、休日を除く。

6 申請受付場所

旭川市6条通9丁目 旭川市総合庁舎6階 旭川市総務部契約課物品担当

（直通電話0166-25-5736）

7 申請受付方法

持参により受け付ける（郵送による受付は行わない。）。

8 申請結果の通知

申請日が、各月の1日から15日までの場合は、その月の25日（休日の場合は、その翌日）までに、16日から末日までの場合は、その月の翌月の10日（休日の場合は、その翌日）までに郵送により申請結果を通知する。

9 等級の格付

経営規模及び経営状況の内容により、契約の種類及び規模に対応する等級格付を行う。